

競争参加者の資格に関する公示

中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所が、令和7年4月1日以降令和8年3月31日までに総合評価落札方式に係る入札公告、及び公募型または簡易公募型プロポーザル方式（準じた手続きで試行する業務を含む）（以下「プロポーザル方式」という。）に係る手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）により発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年3月31日

中部地方整備局副局長 西尾 保之

1. 業務概要

当該業務の入札公告等を参照すること。

2. 申請の時期

当該業務の競争参加資格確認申請書又は参加表明書の提出期間とする。

3. 申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、入札情報サービス（<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp>）からダウンロードすることにより交付する。

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送等（配達記録が残る方法に限る。）又は電子メール（押印を省略する場合に限る）により提出すること。

提出先：〒460-8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

NUP・フジサワ丸の内ビル

中部地方整備局総務部経理調達課契約管理係

電話 052-209-6317

メールアドレス pa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 10 月 1 日付け国土交通省中部地方整備局副局長他 7 者。以下「令和 6 年 10 月 1 日付け公示」という。）により、設計共同体としての資格があると決定する。

（１）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 当該業務に係る入札公告等に表示された一般競争（指名競争）参加資格及び等級の決定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 令和 6 年 10 月 1 日付け公示 4（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）の③から⑤までに該当しない者であること。

（２）業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

（３）代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

（４）設計共同体の協定書

設計共同体協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 1 月 25 日付け官会第 93 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 入札公告等及び説明書に示された一般競争（指名競争）参加資格の等級に格付けされていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

入札公告等及び説明書に示された一般競争（指名競争）参加資格の格付けを受けてい

ない者を構成員に含む設計共同体であって、当該構成員が入札公告等及び説明書に示された一般競争（指名競争）参加資格の決定通知（以下「決定通知」という。）を受けていない場合にも、２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、決定通知を受けていない構成員が入札公告等及び説明書に示された等級に格付けされることが必要である。なお、プロポーザル方式の場合は設計共同体が当該業務に係る技術提案書の特定通知日、総合評価落札方式の場合は開札日までに入札公告等及び説明書に示された等級に格付けされていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期限

6. の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

設計共同体の名称は、「〇〇業務（当該業務名）△△・××（会社名）設計共同体」とする。

競争参加資格審査申請書
(建設コンサルタント業務等)

貴部局で行われる令和 年度〇〇業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業者名	登録番号	登録年月日	登録事業者名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日
中部地方整備局副局長 殿

共同体名 _____

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名：

電 話：

※本件責任者氏名〇〇〇〇連絡先〇〇－〇〇

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

※本件責任者氏名〇〇〇〇連絡先〇〇－〇〇

※担当者氏名〇〇〇〇連絡先〇〇〇－〇〇〇

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

※本件責任者氏名〇〇〇〇連絡先〇〇－〇〇

※担当者氏名〇〇〇〇連絡先〇〇〇－〇〇〇

記載要領

登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の 18 の登録事業に限るものとする。

※については、押印を省略する場合に記載するものとし、押印する場合は削除すること。

- ・ 本件責任者及び担当者は異なる者とする
- ・ 連絡先は異なる電話番号をそれぞれ記載すること

○申請書に添付する協定書の様式

○○設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、○○設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、 年 月 日に成立し、○○業務の契約の履行後○月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 ○○業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限

を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

○契約締結後に提出する協定書様式

○○設計共同体協定書第8条に基づく協定書

○○発注に係る○○業務については、○○設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○○の○○業務○○株式会社○○円

○○○の○○業務○○株式会社○○円

○○設計株式会社外○社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

（注）発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

○○設計共同体

代表者○○株式会社代表取締役○ ○ ○ ○ 印

○○株式会社代表取締役○ ○ ○ ○ 印